

研修受講報告・国立公文書館平成 30 年度アーカイブズ研修 I

- 1 期 間 平成 30 年 8 月 27 日から 8 月 31 日まで (5 日間)
- 2 研 修 地 東京都
- 3 受 講 者 総務部情報政策課文書・統計担当主任 泉 亮子
- 4 研修の内容 講義、グループ討論、国立公文書館本館見学
- 5 行政資料館調査に関連する主な内容

(1) 地方自治体の文書館・公文書館におけるアーカイブズ機能

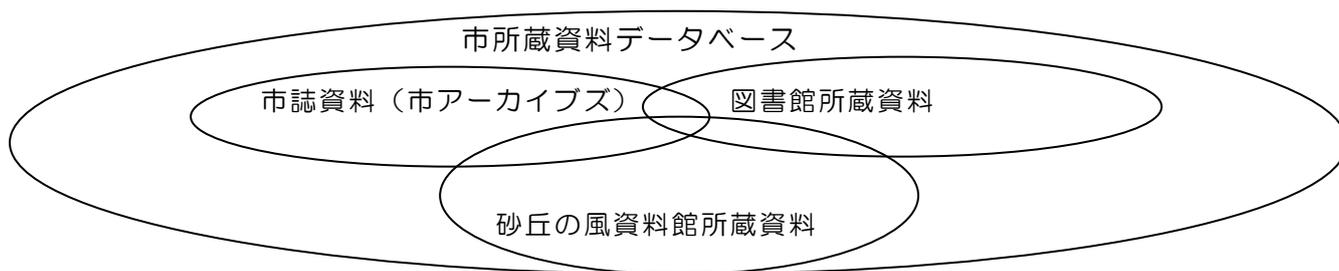
○自組織の資料を保存する「組織アーカイブズ」と、別組織の資料（≒地域資料）を保存する「収集アーカイブズ」の両方。

○アーカイブズと博物館・図書館等類縁機関

…設置・資料蓄積の目的が異なるが、所蔵資料の形態による区別はない。

保管場所の棲み分けは、その資料群の意味や群における資料の位置づけなどの価値判断による。

→石狩市では資料の棲み分けや利用時の利便性が課題となっているが、①各機関の資料の把握と統一形式によるデータベース化、②資料の価値判断による資料原本の保存場所の移動、③統一形式による各機関のデータベースをワンストップで検索可能な状態にする、ことは可能と考えられる。



(2) デジタルアーカイブ・電子公文書

○国のデジタルアーカイブの目的

…歴史公文書等の利用促進・情報連携。「いつでも・どこでも・誰でも・自由に・無料で」歴史的公文書や地域資料にアクセス可能にする。文書・資料の原本保存は別途必要。

○ポーンデジタルの電子公文書を採用

…電子決裁率は 80% 超。一方、電子公文書保存率は 6%。その理由は、
①紙で出したものを原本としている、②1 文書ファイル内での紙と電子データの混在、③歴文化される過去の文書は紙媒体、等。

…地方（宮城県）の例では、電子決裁のインターフェースが使いづらいために電子決裁率が低く、システムはほぼ目録自動作成機能のみの利用。システム更新料の予算確保も困難な状況。

○電子化の基本的な考え方

…①見読性の保証：フォーマット選択を国際標準にする、②原本性の保証：システム全体のセキュリティ確保、③長期保存データの適切なバックアップ、等。

→石狩市においても資料のデジタル化・電子決裁の導入による文書・資料所蔵量の大幅減を容易に見込むことはできず、保存スペースの確保も課題となる。保存場所としての館の立地条件について他の自治体からは、職員・市民の利便性のため市役所の近くがよいという意見が多い。

(3) 公文書館・文書館の利用普及（展示・広報・見学等）

○法令・条例上の根拠

…公文書管理法上、「展示その他の方法により」資料の利用促進の努力義務が明文化（第 23 条）。地方文書館の条例上は、資料の展示を①文書の利用促進②文書の普及・啓発等③文書の利用や普及④文書館の役割等について市民の理解を得、市民向けの情報提供を行う、等と位置づけている。

→行政資料館機能の整備に当たり、庁内の理解と市民の理解を得る必要がある。企画展示は市民が地域資料等に関する市の活動を知り、地域や自分に関係のある情報を知り、情報を利用できることを知る機会となる。

○市民参加－外国文書館の取り組み

…一般市民が古文書の解読文をオンラインに投稿できる市民アーキビスト
…大学アーカイブズで利用者目線・参加型の取り組みを行ったが資金不足で活動を継続できず。

→館の活動存続と市民参加の企画として、地域資料の保全・利用事業について、クラウドファンディングを行うことも考えられる。

